（国土交通大臣による評価の実施）

第六十一条　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときその他必要があると認めるときは、評価の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一　登録を受ける者がいないとき。

二　第五十六条第二項において読み替えて準用する第五十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関から評価の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき。

三　前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により評価の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四　登録建築物エネルギー消費性能評価機関が天災その他の事由により評価の業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき。

2　国土交通大臣は、前項の規定により評価の業務を行い、又は同項の規定により行っている評価の業務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3　国土交通大臣が第一項の規定により評価の業務を行うこととした場合における評価の業務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

（手数料）

第六十二条　前条第一項の規定により国土交通大臣が行う評価の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第七章　雑則

（審査請求）

第六十三条　この法律の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の行う処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の上級行政庁とみなす。

（権限の委任）

第六十四条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（国土交通省令への委任）

第六十五条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

（経過措置）

第六十六条　この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章　罰則

第六十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第四十六条（第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者

二　第五十五条第二項又は第六十条第二項の規定による判定の業務又は評価の業務の停止の命令に違反した者

第六十八条　第十四条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十九条　第十六条第二項、第十九条第三項又は第二十八条第三項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第七十条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条第一項、第二十一条第一項、第二十八条第四項若しくは第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条第一項、第二十一条第一項、第二十八条第四項若しくは第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第十九条第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項各号に掲げる行為をした者

三　第五十三条第一項（第五十六条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第七十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十六条第四項の規定に違反して、表示を付した者

二　第五十条第一項（第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

三　第五十条第二項（第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第五十四条第一項（第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をした者

第七十二条　第三十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十七条第二号又は第六十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第七十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第四十四条第二項（第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第四十九条第一項（第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十九条第二項各号（第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の請求を拒んだ者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十条の規定　公布の日

二　第八条から第十条まで、第三章、第三十条第八項及び第九項、第六章、第六十三条、第六十四条、第六十七条から第六十九条まで、第七十条第一号（第三十八条第一項に係る部分を除く。）、第七十条第二号及び第三号、第七十一条（第一号を除く。）、第七十三条（第六十七条第二号、第六十八条、第六十九条、第七十条第一号（第三十八条第一項に係る部分を除く。）、第七十条第二号及び第三号並びに第七十一条（第一号を除く。）に係る部分に限る。）並びに第七十四条並びに次条並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日